

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書

平成22年4月に本県で発生した口蹄疫は、過去に例のない規模で拡大し、終息宣言までの130日間に11市町で約30万頭もの家畜が殺処分され、県全体の約4分の1の家畜を失うこととなった。また、発生中の家畜の移動・搬出制限区域は、20市町村に及び、畜産業のみならず、観光、物産、流通等、あらゆる分野において、甚大な被害を受けた。

このような中、口蹄疫からの再生・復興にあたっては、農林水産省所管の補助事業や基金事業、運用益活用型基金の造成など、国からの支援を十分に活用しながら、早期の復興に向け、県民一丸となって取り組んできたところである。

しかしながら、被害を受けた畜産農家の経営再開割合は、約6割にとどまり、被害の中心となった西都・児湯地区における家畜の飼養頭数は、口蹄疫発生前の約7割と未だ低水準にある。

また、口蹄疫が広域かつ長期に及んだこと、更には本県の基幹産業である農畜産業の回復の遅れは、商業の販売額減少や宿泊施設等の廃業など商工・観光分野を始めとする他産業にも大きな影響を及ぼし、県内経済の停滞を招いている。

口蹄疫からの早期かつ着実な再生と新たな成長を確固たるものとするためには、畜産業、商工・観光業等の様々な分野へきめ細やかな対応が可能な事業に平成28年度以降も継続して取り組む必要があり、そのためには、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長等が不可欠である。

よって、国においては、下記の財政支援措置について誠実に対応するよう強く求める。

記

- 1 宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの財源となる転貸債発行にあたっての必要な措置を講じること。
- 2 転貸債発行による本県財政への影響を軽減するため、転貸債の支払利息に対する特別交付税の措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿